

労働者派遣法に基づく マージン率の公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、夏季事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

マージン率

=

派遣料金の平均額

—

派遣労働者の賃金の平均額

派遣料金の平均額

× 100

表記は全て2026年5月1日時点

1.派遣労働者の数	5名
2.派遣先の数	2社
3.マージン率	36.9%
4.派遣料金の平均額	15,680円（1日8時間換算）
5.派遣社員の賃金の平均額	9,888円（1日8時間換算）
6.その他労働者派遣の参考となる事項	社会保険・有給休暇・健康診断・育児休業など
7.待遇決定方式について	労使協定締結あり 対象となる派遣労働者の範囲：全派遣従業員 有効期限の終期：2027年3月31日
8.キャリアアップ・教育訓練について	安全衛生・5S教育・知識導入など
9.キャリアコンサルティング相談窓口	愛知事業部：0566-62-6340